

(平成27年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年頃から 54 年 3 月までの冬季期間のうち
約 3 期

申立期間は、農閑期を利用してA社B所に季節雇用の従業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月 14 日から 47 年 2 月 5 日までA社B所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社C支社は、申立期間当時の社会保険の適用状況について、「例年 10 月中頃から翌年の 2 月中頃までの間において多くの季節従業員を雇用していたが、季節従業員の多くは、社会保険事務所（当時）から季節的事業に従事する者として認められており、社会保険に加入させていなかった。」と回答している上、同社B所は、「季節従業員を含め社会保険に加入していた者が分かる事業所独自の健保・年金資格取得台帳を確認したところ、昭和 48 年までは既に廃棄されていたが、保存されていた 49 年から 54 年までの期間の厚生年金保険被保険者資格取得者の中には、申立人の名前は無かった。」と回答している。

また、申立期間当時にA社B所で事務担当であった者は、「季節従業員のうち農業従事者の場合、毎年、雇用当初は、農作業が残っている者も多く、日中は、本業の農作業をし、その後に当社の工場勤務（夜勤）していたことから作業時間も短かった。そのような状況に加えて、農業者年金との関係もあり、当時は、農業従事者については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びA社B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚の計14人に照会し、7人から回答が得られたものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、A社B所に係る被保険者原票により、昭和46年から53年までの間において、季節従業員が雇用される10月頃に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に係る同保険の加入状況を調査したところ、いずれの者も加入期間が4か月を超えていることが確認でき、季節従業員と推認できる者が同被保険者資格を取得していることは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5058 (事案 522、1424、2079、2080、3619、4132、4255、4325、4438、4616、4710、4777、4847、4940、4976 及び 5032 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

申立期間①、②及び③は、A社（現在は、B社）C支店で勤務しており、給与は毎年増加していたが、年金記録によると、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少している期間がある。

各申立期間の標準報酬月額について、増加していないのはおかしいので、これまで何度も申し立てたが、いずれも記録訂正は認められなかった。

資料を提出するので、各申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③を含む昭和 38 年 1 月 1 日から 58 年 8 月 1 日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、当該期間の一部の期間に係る給与所得の源泉徴収票及び資格・賃金通知書を提出しているものの、これらの資料では報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できない上、申立人に係る厚生年金基金加入員台帳において確認できる標準報酬月額はオンライン記録と一致していること、ii) オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の定時決定及び随時改定の記録のうち2回の定時決定について、従前の標準報酬月額よりも低い標準報酬月額を決定していることが確認できるものの、いずれもその直前の随時改定において2等級又は6等級高い標準報酬月額に改定された後、当該定時決定において1等級又は3等級低い標準報酬月額を決定していることが確認できることから、これらの標準報酬月額の変動につ

いては、何らかの手当の増額等により、一時的に報酬月額が高額になり標準報酬月額が高く改定され、その一時的な状況が解消された後に、標準報酬月額が低く決定されているものと推測できる上、その前後の期間における申立人の標準報酬月額の推移からも妥当性を欠くものではないと判断できること、iii) 申立人が名前を挙げた同僚のうち複数の者は、オンライン記録によると、申立人と同水準の標準報酬月額で推移していることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額に記録されている事情が見当たらないこと、iv) 申立人は、「昭和52年6月に当時の事務担当者が社員の厚生年金保険料を数年間にわたり着服していた事実が発覚している。この事務担当者とは別の者が事務を担当していたD地区及びE地区については、社員の標準報酬月額が下がっていないはずである。」と具体的に主張しているものの、B社は「そのような事実は無い。」と回答しており、申立人が名前を挙げた複数の同僚からもこれを裏付ける回答が得られなかった上、オンライン記録によると、A社F支店又は同社G支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、申立人と同時期に、標準報酬月額が低く改定されている者が45人確認できること、v) 申立人が新たに名前を挙げた同僚21人のうち回答が得られた18人からも、申立人の申立ての事実を裏付ける回答は得られず、このうち二人から提供された当該期間の一部の期間に係る給与明細書により、当該同僚が事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できる上、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが確認できること、vi) 申立人は、これまでの申立ての一部において、昭和50年10月1日から同年11月1日までの期間を申立期間とし、「当時の本給額は16万7,000円であり、そのほかに手当もあったことからみて、申立期間の標準報酬月額は低すぎる。」と主張しているところ、申立人が、厚生年金保険の実務担当者であった者として新たに名前を挙げた同僚の回答及び当該同僚から提供された同年4月分から同年11月分までの給与明細書により、当該同僚が給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料負担額であったことが確認できるとともに、事業主による標準報酬月額の届出についても、当時の厚生年金保険法に基づく適正な届出が行われていたことが再度確認されていること、vii) 申立人は、A労働組合が発行した組合新聞「H」を提出し、「毎年昇給しており、そのほかに手当も支給されていたことから、標準報酬月額が前年と同額又は前年より減少しているのはおかしい。」と主張しているものの、当該組合新聞からは、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないこと、viii) 申立人は、「給与額が増加している時代に、標準報酬月額が給与額と同様に推移していないのはおかしい。当時は、常に残業及び休日出勤しており、年間を通して時間外手当の額に変動は無かったので、一緒に勤務していた同僚に、当

時の時間外勤務の状況等について確認してほしい。」と主張していることから、当該二人に当時の状況について確認したが、いずれも「時間外勤務をしていたが、申立人の給与については分からない。」と回答していること、ix) 申立人は、「名前を挙げた同僚二人の標準報酬月額が自分の標準報酬月額と同じとなっているが、自分は役職で家族手当も支給されていたのに二人の同僚と標準報酬月額が同じとなっているのは、不自然で人的改ざんであり、これが新たな証拠である。」旨主張しているが、申立人及び同僚二人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる新たな資料等の提出も無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け、同年10月30日付け、22年6月11日付け、23年4月1日付け、同年9月16日付け、24年1月13日付け、同年6月1日付け、同年11月9日付け、25年5月17日付け、同年8月30日付け、同年11月8日付け、26年2月6日付け、同年5月15日付け、同年7月28日付け及び同年11月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「意見書と5種類の資料を提出するので、各申立期間の記録を回復してほしい。」としているが、そのうち2種類の資料については、これまでの申立てにおいて既に提出された資料であること、また、意見書及び新たに提出された資料からは、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①、②及び③についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 10 月 16 日まで
申立期間は、A社（現在は、B社）に勤務し、ダンプカーの運転手としてC港の開発業務に携わっていた時期であったが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な主張及びD部C事務所から提出されたC港整備及び改修工事に係る昭和 38 年度工事台帳から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、C港の整備及び改修工事に従事していたことはうかがわれる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時、A社はC港の開発業務を行っていたが、ダンプカーの運転手は、雇用しておらず、下請けの会社が雇用していた。下請けの会社名は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間同時に厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 21 人に照会したところ、回答が得られた 12 人は、いずれも申立人とは職種が異なる上、このうち 3 人は、「ダンプカーの運転手は下請けの会社で雇用しており、A社にはいなかった。」と回答している。

さらに、A社に係る被保険者名簿を確認したが、申立人が申立期間において

厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は、「A社に勤務しており、下請けの会社では勤務していない。」と主張していることから、申立人が実際に勤務していた事業所を特定することができない。

なお、上述の回答が得られた3人から名前が挙げた下請会社及び当該下請会社の従業員から名前が挙げた別の下請会社の両社に照会したものの、いずれも、「申立期間当時の資料が無いため分からない。」と回答している上、両社の被保険者名簿及び被保険者原票を確認したが、申立人の記録は確認できなかった。

また、申立人が申立期間の直前まで勤務していたE機関の回答によると、申立期間のうち昭和38年8月1日から同年8月15日までの期間については、E機関に勤務していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。